別添１

年　　　月　　　日

鳥獣の捕獲等のための入林届

愛知県県有林事務所長　殿

届出者　住　所

氏　名

連絡先

　鳥獣の捕獲等を実施するため、下記のとおり、　　　　　　業務課が所管する県有林へ入林します。

　入林者は、鳥獣の捕獲等の実施に当たって、裏面注意事項を遵守します。

記

１　入林の目的　□ 狩猟　　□ 捕獲許可（鳥獣の管理）　□ 捕獲許可（その他）

２　入林場所

３　入林期間　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

４　捕獲方法　□ 網猟（種類：　　　　）　□ わな猟（種類：　　 個数：　　）

□ その他（　　　　　　　　　　　 ）

５　捕獲対象鳥獣

６　入林者名簿　*※欄に収まらない人数の場合は別紙でも可*

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 狩猟者登録番号 又は 許可証（従事者証）番号 | 備考 |
|  |  | 申請者 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※　この届出は、出猟のグループ単位で提出してください。

※　捕獲許可に係る届出の場合は、捕獲許可証（従事者証）の写しを添付してください。

（裏面）

注意事項

・　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を始めとした関係法令を遵守し、ルール及びマナーを守り、節度ある行動を心がけること。

・　県有林内には、森林施業を実施している作業員や東海自然歩道等の歩行者もいます。猟具による事故には十分注意すること。

・　別に配布した図面の区域では、企業の森やNPO団体等の活動の場として、解放していますので、事故には十分注意すること。

・　立竹木は、県有林の財産ですので、伐採や損傷をあたえないこと。

・　たき火や歩きたばこ等、山火事の原因となる行為は絶対に行わないこと。

・　鳥獣の捕獲等による立ち入りのために、県有林内の林道等の施錠箇所に係る鍵の貸出は行いません。車両を駐車する際には交通の妨げにならないよう、十分注意すること。

・　県有林内での鳥獣の捕獲等による事故、倒木や落枝によるけが、車両の損傷等については、県は一切の責任を負わないものであること。

・　県や県の委託で作業をしている関係者の指示に従うこと。

・　県有林へ入林する際は、この用紙を携帯すること。